(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
三(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都青梅市御岳一丁目一五〇、一五一、御岳二丁目三一六の二から三一六の六まで、沢井一丁目四六三の一、四六四の一、御岳本町一五二、一五三、一五六の一、一五六の三、一五七、一六〇、一六一、一六四、西多摩郡奥多摩町海澤字上坂二〇〇の一、氷川字栃久保一九〇四、一九〇九の一、檜原村字下元郷五二二七（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年四月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都八王子市上恩方町四三〇七、四三〇八の一から四三〇八の五まで、あきる野市乙津字大沢一五三〇、一五三二、一五三三、一五四一
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都八王子市長沼町五四二・五四四・五五三のイ・南浅川町二六一八・三二五一・三三五二・三三五七・上恩方町四〇二五・四〇二六・四〇三一の一・四〇三二・上川町二八・三〇（以上十三筆について次の図に示す部分に限る。）、あきる野市乙津字夕日平二五六一・二五六三・二五六六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二五六四、養沢字宝沢四四七（次の図に示す部分に限る。）、四四六、字向養沢一一二五のイ（次の図に示す部分に限る。）、青梅市二俣尾一丁目七五、八七の一、八八、柚木町三丁目七五一の一・梅郷一丁目一八九六・一八九七・一八九九（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、成木七丁目一六八〇（次の図に示す部分に限る。）、一六八四、畑中一丁目一四四の一、一四四の二、西多摩郡奥多摩町留浦字燧岩一〇四一の八、一〇四一のヘ、一〇四一の七、字小指一〇四二の四、檜原村字南郷五九六四（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
長沼町五四二・五四四・五五三のイ・南浅川町二六一八・三二五一・三三五二・三三五七・上恩方町四〇二五・四〇二六・四〇三一の一・四〇三二・上川町二八・三〇・字宝沢四四六・梅郷一丁目一八九六・一八九七・一八九九・字南郷五九六四（以上十八筆について次の図に示す部分に限る。）、畑中一丁目一四四の一、一四四の二
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
三(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都あきる野市養沢字海入道二九五（次の図に示す部分に限る。）、二九二の一、二九三、乙津字下軍道一九五九、西多摩郡奥多摩町白丸字東山二三、二六の一、二五の一、日原字平石二〇の一、檜原村字三都郷七七七〇のイ
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年四月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都青梅市・八王子市・奥多摩町・日の出町・檜原村（以上二市二町一村について次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
青梅市・八王子市・奥多摩町・日の出町・檜原村（以上二市二町一村について次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都あきる野市・西多摩郡奥多摩町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
三(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都青梅市御岳一丁目一五〇、一五一、御岳二丁目三一六の二から三一六の六まで、沢井一丁目四六三の一、四六四の一、御岳本町一五二、一五三、一五六の一、一五六の三、一五七、一六〇、一六一、一六四、西多摩郡奥多摩町海澤字上坂二〇〇の一、氷川字栃久保一九〇四、一九〇九の一、檜原村字下元郷五二二七（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都庁並びに八王子市役所及び奥多摩町役場に備え置いて縦覧に供する。）